出会い系サイト規制法の改正

「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
（いわゆる出会い系サイト規制法）」の改正について

― 平成20年12月1日施行 ―

警察庁

出会い系サイト規制法が改正されます

1 背　景

出会い系サイト規制法(注)は、出会い系サイトの利用に起因した児童買春事件等の犯罪の急増を背景に平成 15 年6月に新規に制定され、同年９月に(事業者規制部分は同年 12 月から)施行されました。

法の施行後、出会い系サイトの利用に起因して犯罪の被害にあった児童の数はいったんは減少したものの、平成 14 年以降常に千人を超えている上、平成 18 年には被害児童数は再び増加しました。

そこで、平成 20 年５月、

- **出会い系サイト事業者に対する規制の強化**
- **児童による出会い系サイトの利用を防止するための民間活動の促進**

を内容とする改正出会い系サイト規制法(平成 20 年法律第 52 号)が成立し、同年 12 月から(一部の規定は同年９月から)施行されることとなりました。

(注)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

被害児童の推移

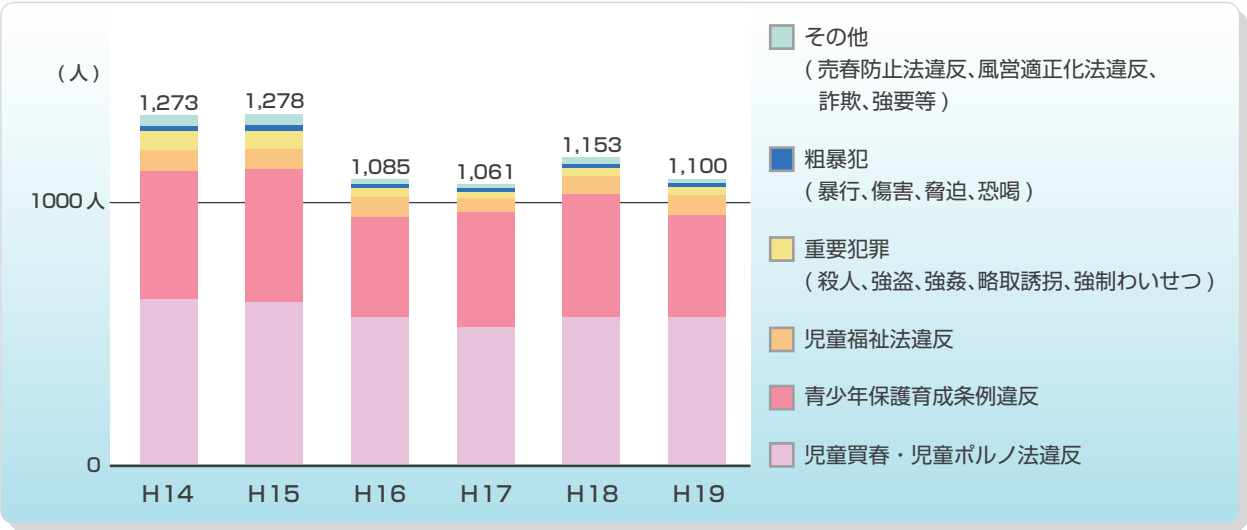

2 出会い系サイト規制法の目的

この法律は、インターネット異性紹介事業を利用して児童（18歳未満）を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、インターネット異性紹介事業について必要な規制を行うこと等により、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって**児童の健全な育成に資することを目的としています**。

3 出会い系サイト（インターネット異性紹介事業）の定義

「インターネット異性紹介事業」は、出会い系サイト規制法第２条第２号において、次のとおり定義されています。

異性交際(面識のない異性との交際をいう。以下同じ。)を希望する者(以下「異性交際希望者」という。)の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業

これを言い換えると、「インターネット異性紹介事業」とは、次の１～４のすべてを満たす事業をいいます。

1	**面識のない異性との交際を希望する者（異性交際希望者といいます。）の求めに応じて、その者の異性交際に関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供していること**
2	**異性交際希望者の異性交際に関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること**
3	**インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようにするサービスであること**
4	**有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること**

インターネット異性紹介事業の該当性については、「「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン」（警察庁ホームページ http://www.npa.go.jp/cyber/deai/business/images/01.pdf）においてより具体的に示しておりますので、そちらも御参照ください。

4 届出制の導入

インターネット異性紹介事業を行おうとする者は、事業を開始しようとする日の前日までに、事業の本拠となる事務所の所在地を管轄する**都道府県公安委員会に、所轄警察署長を経由して、届出をしなければなりません**。改正出会い系サイト規制法の施行の際（平成 20 年 12 月 1 日）、**現にインターネット異性紹介事業を行っている者が、引き続き事業を行う場合には、1 月以内**に事業の本拠となる事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出をしなければなりません。

また、インターネット異性紹介**事業を廃止したとき**、又は**届出事項に変更があったとき**は、廃止等の日から **14 日以内**に、**その旨の届出をしなければなりません。**

これらの届出はインターネット異性紹介事業を行おうとする者ごとに行います。つまり、インターネット異性紹介事業に該当するサイトを複数開設している場合であっても、当該事業を行う主体が同一である限り、これらの事業をまとめて一つの事業として届出をすることとなります。

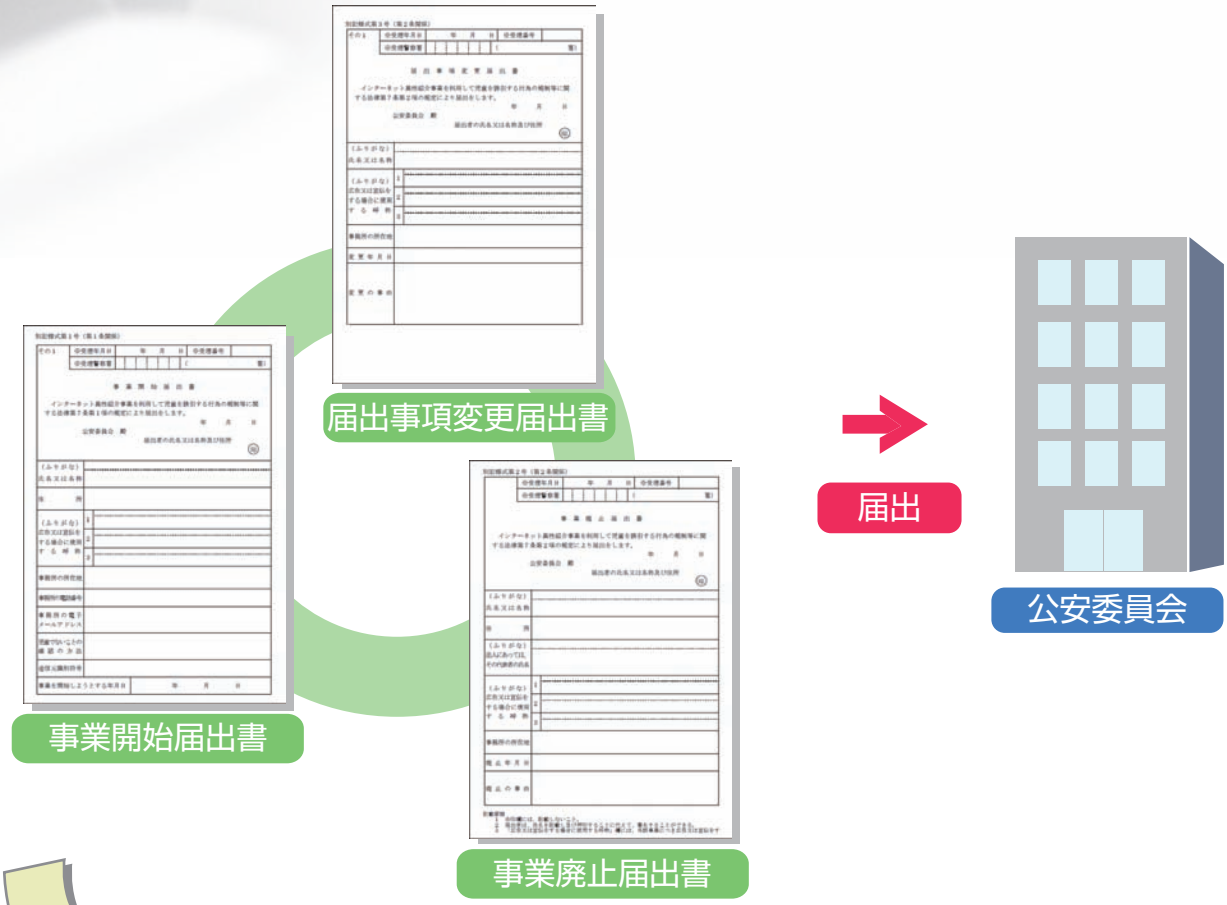

届出書の添付書類

それぞれの届出書の添付書類は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則において定められています。

例えば、インターネット異性紹介事業の開始届出書の添付書類は、届出者が**個人である場合は住民票の写し**（外国人にあっては、外国人登録原票の写し）、**欠格事由に該当しないことを誓約する書面等**、**届出者が法人である場合は定款**、**役員に係る住民票の写し等**です。

欠格事由

次の１から６までの**いずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはいけません。**

1. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
2. 禁錮（こ）以上の刑に処せられ、又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者
3. 最近５年間に事業停止命令又は事業廃止命令に違反した者
4. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
5. 未成年者（児童でない未成年者にあっては、営業に関し成年者と同一の能力を有する者及びインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理人が①から⑤までのいずれにも該当しないものを除く。）
6. 法人で、その役員のうちに①から④までのいずれか又は児童に該当する者があるもの

名義貸しの禁止

インターネット異性紹介事業の届出をした者は、**自己の名義をもって、他人にインターネット異性紹介事業を行わせてはなりません。**

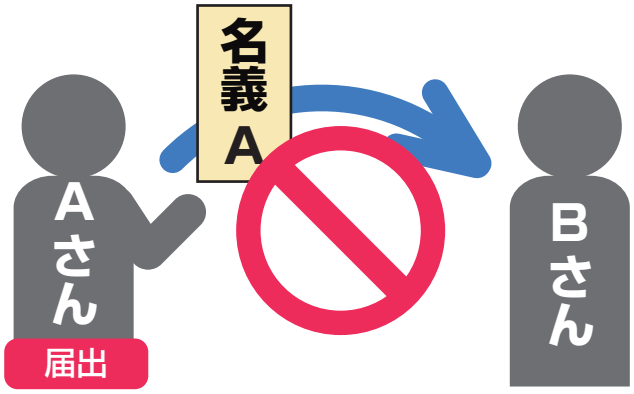

5 インターネット異性紹介事業者の義務

インターネット異性紹介事業者は、18 歳未満の児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に努める責務が定められているほか、事業を行うに当たり、届出義務に加え次のようなことが義務づけられています。

児童による利用の禁止の明示（広告又は宣伝をするとき）

インターネット異性紹介事業者が広告又は宣伝を行う場合、文字、図形や記号などで児童が利用してはならない旨をわかりやすく表示しなければなりません。特に、電子メールにより行う場合には、メール表題部に「18 禁」と表示するなどにより、**児童が利用してはならない旨を明らかにしなければならない**ことが義務づけられています。

児童による利用の禁止の伝達（児童でないことを確認するとき）

インターネット異性紹介事業者は、インターネット異性紹介事業を利用する者が、児童でないことの確認を受ける際、**児童が**その**インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨を**ウェブサイト上に表示するなどして、利用者に**伝達することが義務づけられています**。

児童でないことの確認

インターネット異性紹介事業者は、インターネット異性紹介事業を利用する者が書き込みや閲覧をしたり、利用者同士がメール等で連絡を取り合ったりする際に、**児童でないことを確認することが義務づけられています**。従来は、利用者の自主申告により確認することが認められていましたが、**平成２１年2月１日からは、原則として、利用のつど、次の①又は②の方法をとるか、あるいは①または②の確認を受けた者に ID、パスワードを付与し、利用の際には当該識別符号の送信を受けることが義務づけられます**。

❶ インターネット異性紹介事業を利用する者の運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の**年齢又は生年月日を証する書面**のうち、

ア 年齢又は生年月日
イ 書面の名称
ウ 書面の発行・発給者の名称

に係る部分について提示、写しの送付又は画像の送信を受けること。

❷ クレジットカードでの支払いなど児童が通常利用できない方法によって料金を支払う旨の同意を得ること。

公衆閲覧防止措置

インターネット異性紹介**事業者は、事業を行う中で「禁止誘引行為」**（児童を異性交際の相手方となるように誘う書き込み、大人に対し児童との異性交際の相手方となるように誘う書き込み）**が行われていることを知ったとき**に、速やかに、その禁止誘引行為に関する情報を削除するなど、**他の利用者がその情報を閲覧することができないようにするための措置をとることが義務づけられました。**

（注意）改正法の施行により、「性交等」や「対償の供与」を含まない書き込みについても禁止誘引行為に当たることになります。

禁止誘引行為の該当性については、「インターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務（いわゆる削除義務）に関するガイドライン」（警察庁ホームページ http://www.npa.go.jp/cyber/deai/business/images/02.pdf）においてより具体的に示しておりますので、そちらも御参照ください。

【登録誘引情報提供機関制度の導入】

インターネット異性紹介事業者の公衆閲覧防止措置の実施を確保するため、禁止誘引行為に関する情報を収集し、事業者に提供する業務（誘引情報提供業務といいます。）を行う者で、一定の基準に適合する者は「登録誘引情報提供機関」として国家公安委員会に申請し、登録を受けることができるようになりました。

国家公安委員会又は都道府県公安委員会は、登録誘引情報提供機関の業務を支援するため、登録誘引情報提供機関の求めに応じ、事業者の名称、連絡先等に関する情報を提供することができることとされました。

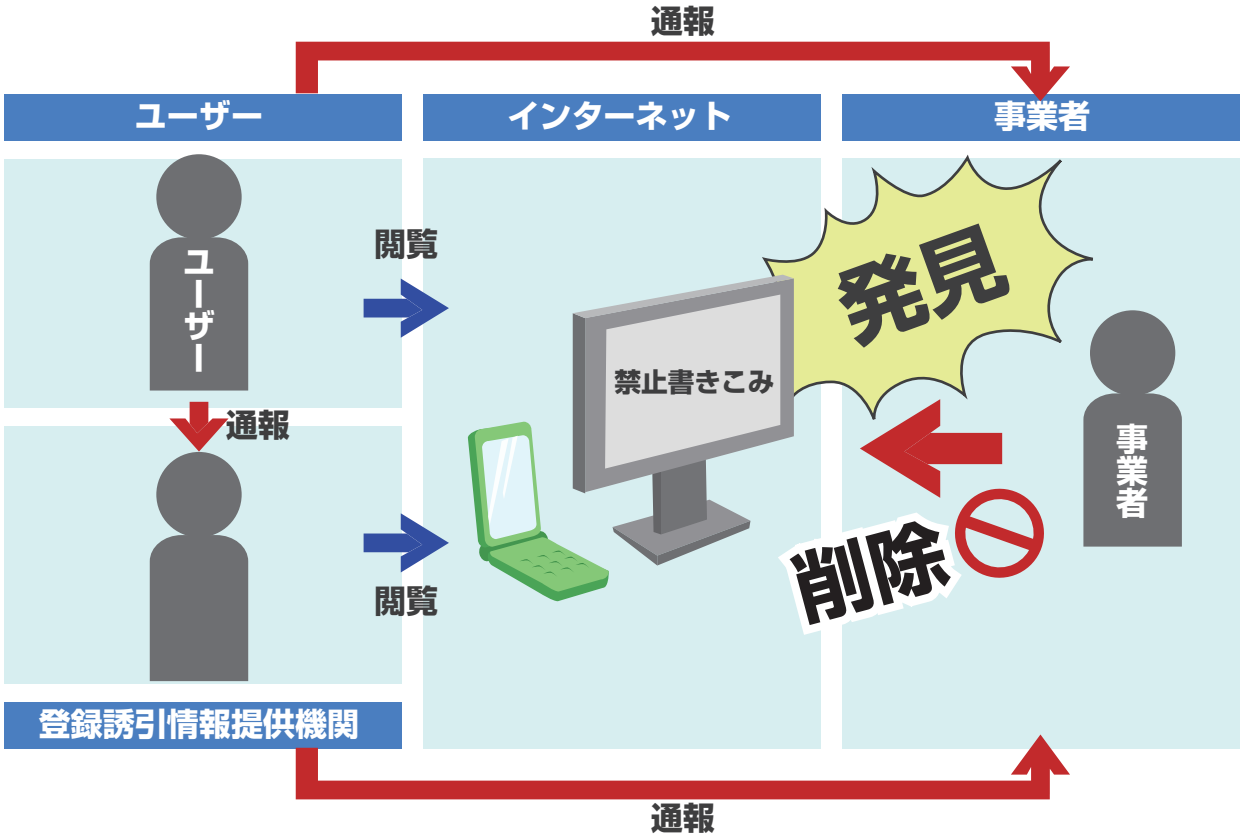

6 インターネット異性紹介事業者の監督

都道府県公安委員会は、インターネット異性紹介事業者に対し、報告又は資料提出の要求、指示、事業停止命令、事業廃止命令等を行うことができます。

7 フィルタリングサービス等の促進

改正法では、フィルタリングサービスの一層の普及促進を図るため、出会い系サイトに必要な電気通信役務を提供する事業者（プロバイダ等）は、児童が出会い系サイトを利用しないように、児童の使用に係る通信端末機器についてフィルタリングサービス等を提供すること等に努め、児童の保護者はフィルタリングサービス等を利用すること等に努めなければならないことが明記されました。

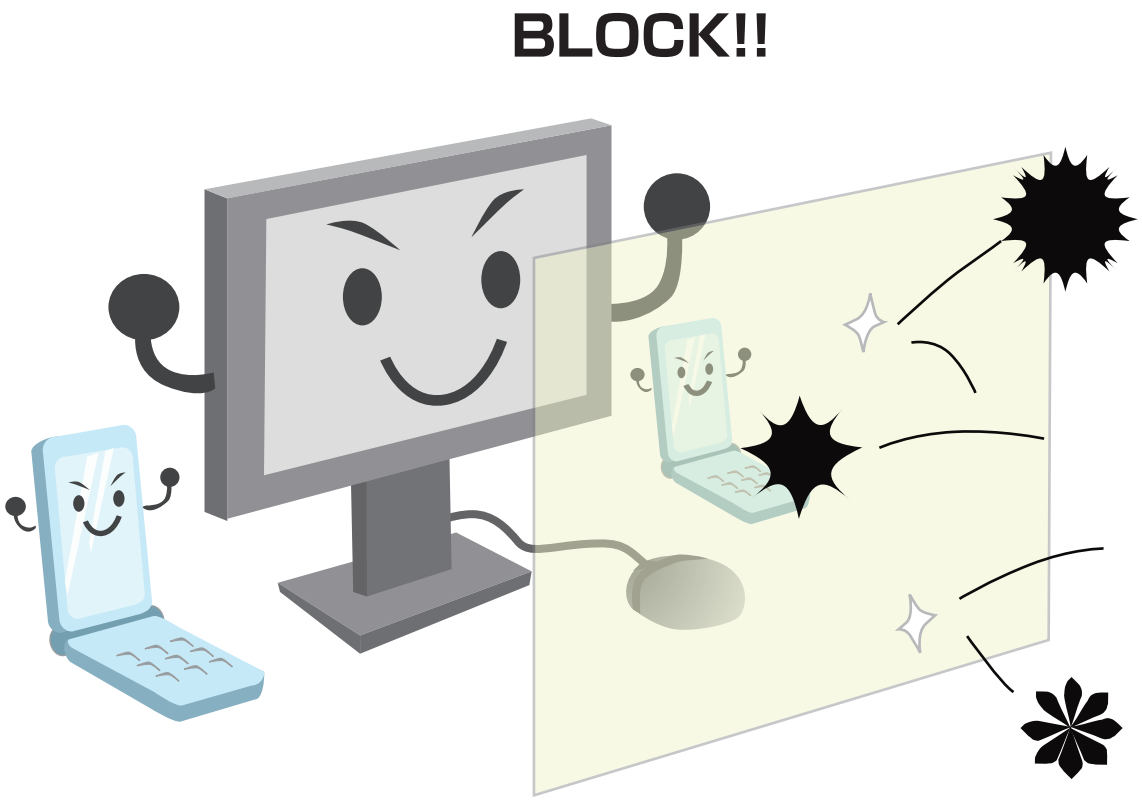

8 このような書き込みは禁止されています

出会い系サイトに次のような書き込みをすることは、禁止されています。また、**①から④の書き込みをした者は、大人でも児童でも処罰の対象となります**（100 万円以下の罰金）。

❶ 児童を性交等の相手方となるように誘引する書き込み

《例》エッチできる女の子。㊥(注1)希望。（38 歳・男性）

❷ 人を児童との性交等の相手方となるように誘引する書き込み

《例》わたしとHしたいおじさんいませんか？（17 歳・高２女子）

❸ 対償を供与することを示して、児童を異性交際の相手方となるように誘引する書き込み

《例》何でも買ってあげるからおじさんとデートしない。☆女子中生募集☆

❹ 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引する書き込み

《例》￥３～で男の人とデートしてもいいよ！ 16 の♀だよ

❺「性交等」や「対償の供与」が含まれていない児童にかかわる異性交際を誘引する書き込み

《例》僕とつきあってくれる JC(注2)・JK(注3)はいないかな…
《例》中２の女子です　　彼氏募集します

これらの書き込みは、出会い系サイト事業者による公衆閲覧防止措置の対象となります。

（注１） 中学生を意味する隠語
（注２） 女子中学生を意味する隠語
（注３） 女子高校生を意味する隠語

9 罰　則

インターネット異性紹介事業の利用に関するもの

対　　象	罰　　則
インターネット異性紹介事業を利用して禁止誘引行為（性交等又は対償を伴わないものを除く。）をした者	100 万円以下の罰金

インターネット異性紹介事業者に関するもの

対　　象	罰　　則
届出をしないでインターネット異性紹介事業を行った者	6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
届出書・添付書類に虚偽の記載をして提出した者	30 万円以下の罰金
変更・廃止の届出をしなかった者	30 万円以下の罰金
変更・廃止の届出書・添付書類に虚偽の記載をして提出した者	30 万円以下の罰金
名義貸しをした者	6 月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
都道府県公安委員会による指示に違反した者	6月以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
都道府県公安委員会による事業停止命令に違反した者	1年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金、又はこれらを併科
都道府県公安委員会による事業廃止命令に違反した者	1年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金、又はこれらを併科
都道府県公安委員会による報告・資料提出の求めに応じなかった者	30 万円以下の罰金
報告・資料提出の求めに対し、虚偽の報告をし、又は虚偽の資料を提出した者	30 万円以下の罰金

登録誘引情報提供機関に関するもの

対　　象	罰　　則
登録誘引情報提供機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者で誘引情報提供業務に関して知り得た秘密を漏らしたもの	20 万円以下の過料
登録誘引情報提供機関でない者で、誘引情報提供業務を行うに際し、登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしたもの	10 万円以下の過料

広報啓発用リーフレット

危険がいっぱいの「出会い系サイト」から、中・高校生のみなさんを守るために。

「出会い系サイト」の利用による犯罪は、後を絶ちません。

■検挙された事件の例

名前を隠して相手を誘い出す「出会い系サイト」による犯罪は、後を絶ちません。監禁、恐喝、強盗、集団強姦、児童買春・児童ポルノ法違反などから、さらに誘拐や殺人など、生命に関わる事件も起きています。

【事件ファイル①】

■身の代金目的誘拐

女子中学生が、男2人に誘拐されてホテルに監禁されたうえ、親に身の代金を要求された。

【事件ファイル②】

■強姦致傷、児童買春・児童ポルノ法違反

女子中学生が、男に車内で乱暴されたうえ、その状況を撮影された。

【事件ファイル③】

■強制わいせつ、麻薬及び向精神薬取締法違反

女子高校生が、男に向精神薬を飲まされ、意識がもうろうとしたところで、わいせつな行為をされた。

■「出会い系サイト」による犯罪被害者は、中・高校生の女子がほとんどです。

平成19年の「出会い系サイト」に関係した事件の被害者の多くは女性で、しかも中・高校生の児童です。“弱いものを狙う”という「出会い系サイト」の犯罪の悪質さを示しています。

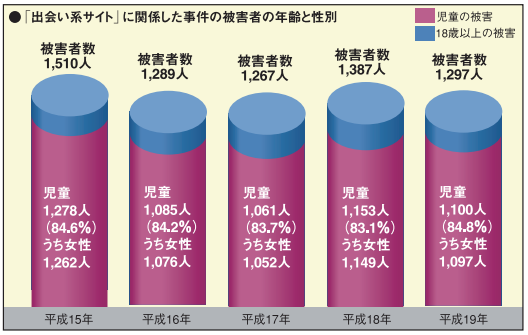

■被害児童の「出会い系サイト」へのアクセス手段は、96.5%が携帯電話です。

中・高校生も当り前のように携帯電話を持つ時代。でも、インターネットのさまざまな便利さだけでなく、犯罪に巻き込まれる危険が潜んでいることをしっかり認識しましょう。

自分で守る、家族で防ぐ。「出会い系サイト」の犯罪被害対策

自分で守る

●3つの「しない」をしっかり守ろう。

見ない!	「出会い系サイト」にはアクセスしないこと。また、携帯電話やパソコンに届いた「出会い系サイト」の勧誘メールは、絶対に見ないこと。
書き込まない!	一度“書き込み”をすると、相手はさまざまな形で誘惑してきます。
絶対に会わない!	「出会い系サイト」を利用して会うことは絶対にいけません。それが相手の狙いです。

家族で防ぐ

保護者の方々へ

●携帯電話には「フィルタリングサービス」を設定してください。

「出会い系サイト」の利用を未然に防ぐために、携帯電話各社では有害サイトへのアクセスを制御する「フィルタリングサービス」を、無料で提供しています。お子様に携帯電話を持たせる際には、その設定を必ず確認してください。　＊詳しくは、携帯電話各社にお問い合わせください。

フィルタリングサービスを受けた画面表示例

●携帯電話の使用状況を話しあえる環境を作りましょう。

お子様がどのように携帯電話を使っているのか、家庭で気軽に話し合えるようにしましょう。
また、利用料金などもチェックするように心掛けてください。

【出会い系サイト規制法】

●18歳未満の児童は、「出会い系サイト」を利用できません。

【出会い系サイト規制法】では、18歳未満の児童がこれを利用することを禁止しています。

●このような書き込みは犯罪です。

「出会い系サイト」に、児童にかかわる性交など、または対償を示した異性交際の書き込みをすることは、大人でも児童でも処罰の対象となります。

- ♥「わたしとHしたいおじさん、いませんか？」（14歳・中学生）
- ♥「¥3～でデートしてもいいよ」（16歳・高校生）

改正法では、児童にかかわる異性交際の書き込みも禁止されます。
（例）「中2の女の子で～す。彼氏、募集しま～す」
罰則はありませんが、削除の対象となります。

●【出会い系サイト規制法】が、より厳しく改正されます。

平成20年6月6日に、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律【出会い系サイト規制法】が改正されました。その内容は、「出会い系サイト」事業者に関する規制の強化、児童による利用の防止措置の強化を目的としています。
＊詳しくは警察庁ホームページをご覧ください。

■警察庁ホームページ
[http://www.npa.go.jp/cyber/deai/index.html]

2008.7

（警察庁ホームページ http://www.npa.go.jp/cyber/deai/pdf/pamphlet.pdf）

2008.11